



決 定 書

異議申出人

住所・氏名（省略）

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年2月12日付けで提起された同年同月8日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件選挙の効力を無効とする旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、概ね次のとおりである。

- （1）当該選挙に立候補した当時の現職大阪市長は、将来の退職日を定めるとなく辞職の意思を表明したにすぎず、地方自治法第145条に定める退職予告の要件を満たしていない。
- （2）したがって、当該普通地方公共団体の長が欠けたとはいえ、選挙管理委員会が本件選挙を開始する法的前提は存在しなかった。
- （3）公示日に立候補がなされ、自動失職の扱いがなされたとしても、それは、法的前提を欠いた選挙手続に基づく派生的効果にすぎず、前提となる瑕疵が治癒されるものではない。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査を踏まえ、適法なものと認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

- （1）およそ、選挙の効力に関する争訟において公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、か

つ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事情を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと解されている（昭和 27 年 12 月 4 日最高裁判所第一小法廷判決、昭和 30 年 8 月 9 日最高裁判所第三小法廷判決、昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所第三小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和 29 年 9 月 24 日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、選挙の規定に違反して選挙が行われたか否かについて、以下、申出人の主張を検討する。

- (2) 申出人は、本件選挙に立候補した当時の現職大阪市長は、将来の退職日を定めることなく辞職の意思を表明したにすぎず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。）第 145 条に定める退職予告の要件を満たしていないため、当該普通地方公共団体の長が欠けたとはいえず、選挙管理委員会が本件選挙を開始する法的前提は存在しなかったことを理由として、本件選挙が無効である旨、主張する。

しかしながら、本件選挙は、公選法第 114 条に基づく長の退職の申立てがあった場合の選挙であることから、その執行の法的前提となるのは、公選法第 111 条第 1 項第 4 号の規定による市長の退職申立にかかる議長からの通知となるが、大阪市選挙管理委員会は令和 8 年 1 月 16 日付けで当該通知を受理し、公選法第 34 条の規定に基づき、通知を受けた日から 50 日以内に選挙を執行している。

なお、地自法第 145 条に係る退職の申出に際して、その期日を明示することは必ずしも法律上の要件ではないと解されている。

したがって、申出人の主張は失当であって、本件選挙につき公選法第 205 条第 1 項の無効事由は認められない。

よって、当委員会は、公選法第 216 条第 2 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 8 年 3 月 10 日

大阪市選挙管理委員会
委員長 床田 正勝

公選法第 202 条第 2 項の規定により、この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日の翌日から起算して 21 日以内に、文書で大阪府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。